

(別紙)

2024 年 5 月 3 日
公益社団法人日本フェンシング協会
会 長 千田 健一

ジュニア・カデ男子日本代表選手に対する処分について

公益社団法人日本フェンシング協会は、2023 年 12 月タイ国、2024 年 1 月フランス国遠征に参加した 7 名のジュニア・カデ選手がその日本代表活動期間中に当協会が制定した「日本代表としての行動規範」に対する重大な違反行為（20 歳未満の飲酒）を行ったことを受け、4 月 27 日の臨時理事会で当該選手に対する処分を決定致しました。

処分内容は以下の通りです。

1. 当事者 男子ジュニア・カデ日本代表選手 7 名

- ・ 1 か月の登録停止：4 名
- ・ 戒告：3 名

2. 登録停止の期間:対象の 4 名は 2024 年 4 月 30 日から 2024 年 5 月 30 日まで 1 ヶ月

3. 処分の理由

(1) 要件該当性

- 対象者らは当協会の倫理・懲戒規定第 2 条（6）の登録者に該当し、全員 20 歳未満である。本件処分対象行為である飲酒行為は、同規定第 3 条（9）の法令・規程等違反行為に該当する。

- 対象者らの違反行為は、日本代表としての活動中における行為であり、事前に行動規範に基づき違反行為をしないよう注意を受けていたにもかかわらず、禁止と知りながら行ったものであり、日本代表としての自覚を欠く恥ずべき行為である。特に、2 遠征連続で行った者については、より重大性が高いとした。

4. 再発防止策:

- 対象者らにコンプライアンス意識の醸成を図る。
- 遠征・合宿に招集される選手らに対し、招集前に行動規範の指導を含むコンプライアンス研修を実施し、招集の度に行動規範の指導を行う。
- 上記コンプライアンス研修を受講できない選手には録画視聴をさせる。
- 招集される事業ごとに、法令及び行動規範を遵守する意味について指導し、特に 20 歳

未満の選手のコンプライアンス確保に努める。

なお、事案の性質、対象選手の反省の程度、対象選手が20歳未満であることを総合的に考慮し、個人名および事案の詳細の公表は控えさせていただきます。

また、選手強化部門の管理監督責任者である青木雄介常務理事（強化本部長）に対して、再発防止の教育指導策定等を求める厳重注意を行いました。

ご支援いただいている上部団体、ご協賛各社様におかれましては、期待を裏切る結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。当協会としても大変遺憾であり、当該選手へのコンプライアンス指導の徹底を講じるとともに、他の選手に対しても、日本代表の誇りと責任を持った行動の遵守を再度、指導してまいります。

以上